

別府市 補装具一覧表

平成 29 年 4 月 1 日現在

種目	対象者
義肢（義手、義足）	肢体不自由の人
装具	肢体不自由の人
盲人安全つえ	視覚障がい者（児）（難病患者等の場合は同程度の視覚障がいの者）
義眼	視覚障がい者（児）のうち、普通義眼及び特殊義眼は眼球を摘出した者が、コンタクト義眼は眼球が萎縮している場合あるいは眼球表面に変色がある場合等で眼球表面を装飾する必要がある者
眼鏡（矯正眼鏡・コンタクトレンズ）	視力障がいの認定を受けていて、使用により視力の向上が見込まれる者（難病患者等の場合は同程度の視力障がいの者）
眼鏡（遮光眼鏡）	視覚障がい者（児）のうち、以下の要件をいずれも満たす者 a 羞明を来していること b 羞明の軽減に、遮光眼鏡の装用より優先させる治療法がないこと c 補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医による選定、処方であること ※難病患者等については、身体障害者手帳を要件としない
眼鏡（弱視眼鏡）	視力障がいの認定を受けている者（難病患者等の場合は同程度の視力障がいの者）また、高倍率（3倍率以上）の弱視眼鏡の対象者は、職業上、教育上、真に必要なものであること。
補聴器（高度難聴用）	聴覚障がい者（児）のうちおおむね聴力レベルが90dB未満
補聴器（重度難聴用）	聴覚障がい者（児）のうち、おおむね聴力レベルが90dB以上（原則両耳、身体障害者手帳3級程度）
車椅子	歩行障がいがあって義肢・装具等の他の補装具によっても移動が困難な者若しくは難病患者等

種目	対象者
電動車椅子	<p>学齡児以上であって、次のいずれかに該当する障がい者等であること。</p> <p>a 重度の下肢機能障がい者等であって、電動車いすによらなければ歩行機能を代替できないもの。</p> <p>* 大分県では現状、肢体不自由のみの身体障がい者について、新規の判定の場合は、身体障害者手帳に上肢及び下肢（又は体幹）の障がいの記載があることを最低限の電動車いす費支給対象の条件となっている。（平成21年2月27日 身相1991号 大分県身体障害者更生相談所長通知より）</p>
重度障害者用意思伝達装置	<p>重度の両上下肢及び音声・言語機能障がい者であって、重度障害者用伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。</p> <p>難病患者等については、音声・言語機能障がい及び神経・筋疾患である者。</p>
座位保持装置	<p>体幹及び四肢の機能障がいにより座位姿勢を保持する能力に障がいがある者。</p>
歩行器	<p>肢体不自由、内部障がいのある者で、歩行器によらないと歩行が困難なもの。</p>
歩行補助つえ	<p>体幹若しくは肢体の身体障がい者で歩行補助つえがなければ、歩行が困難なもの。</p>
座位保持椅子	<p>長時間座位姿勢をとることができない身体障がい児又は自力で座位姿勢を保持できない身体障がい児。</p>
起立保持具	<p>体幹機能障がい等がある身体障がい児で、立位が困難な者。</p>
頭部保持具	<p>障がいの状況により頭部の安定を図ることが困難な身体障がい児。</p>
排便補助具	<p>座位による排便が困難な身体障がい児。</p>
盲人安全つえ	<p>視力の低下や視野狭窄により、盲人安全つえがなければ歩行の安全が図れない視覚障がい者・児。身体支持併用について、肢体不自由の身体障害者手帳は不要。</p>

*対象者については、概要を記載しています。種類によってより細かい要件が定められている場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。